

通告5番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 6番、尾和正之でございます。議会での第一声としまして、申し上げたいことがございます。

世の中がコロナ禍のその対策に携わる全ての皆様に、連日連夜奮闘されておられることを心から感謝と敬意を表させていただきたいと思えます。

そして、初めての一般質問、市民の声を届けさせていただくのに、緊張と使命感で心が高ぶっております。市民の皆様や諸先輩方にお聞き苦しい点もあるかもしれませんが、何とぞご容赦のほど、よろしく願い申し上げます。

また、私の決意にご支援、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げ、活動中にいただいた皆様のお声を市政に届けてまいります。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。今回2点にわたって一般質問を行います。

まず初めに、香害・化学物質過敏症についてご質問します。

最初に、私がこの病気を認識したのは半年ぐらい前でありました。内科の先生と話す中で、1冊の本と1枚のビラをいただきました。本は26ページほどの誰もが親しみを持てる啓発の冊子で、ビラは悲しげな子供の女の子が印象的なビラであり、そこには、助けてください、私も娘もこれまで普通に暮らしていたのに、まさかというのが実感です。香害から化学物質過敏症は、誰もが突然かかる病気であることを理解してほしいというものでありました。

先生は、長年、この病気と向き合い、周知し、岩出市民の患者を診察してきたそうです。その中で、最近、この化学物質過敏症で苦しんでいる子供や大人が増えていくことを聞き、原因の1つとして、野焼きの問題を話していただきました。そのことで行政にも電話相談したとも話していました。このことが最初に認識した出来事でありました。

その後、本、ネット等で認識、検索した化学物質過敏症とは、何らかの化学物質に大量に暴露したり、暴露とは化学物質を浴びることであり、微量でも繰り返し暴露した後に発症する身体症状である。2009年に病名登録されたと記載されていましたが、1993年には、「あなたも化学物質過敏症？－暮らしにひそむ環境汚染」と題した本が、東京と名古屋の医師の下、発行されております。

なぜ、今回初議席の一般質問でこの問題を取り上げたかといいますと、1か月前に、岩出市民の方から、ぜひ知っていただきたい病気がありますと、相談を受けた

からであります。その病名こそ、以前、内科の先生からお伺いしていた化学物質過敏症だったからであります。

この問題を市民からの声として、初期、中期、長期にわたり取り組んでまいります。

そこで質問ですが、1点目として、市政運営をよりよくするために、市民からの相談で得られた情報はとても大切だと考えておりますが、これまでの相談件数と症状が類似した相談件数は、また相談内容についてお答えください。

2点目としまして、市民の皆様に知っていただくため、化学物質過敏症とシックハウス症候群の違いについてご説明ください。また、担当課の窓口はどこになりますか。今現在、受付カウンター等への化学物質過敏症のパンフレットの設置はどうなっていますか。

3点目としまして、化学物質過敏症の周知・啓発の具体的な対策についてお答えください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 尾和議員ご質問の1番目、香害・化学物質過敏症についての1点目、市民からの相談で得られた情報についての1、これまでの相談件数、症状が類似した件数についてお答えいたします。

香害とは、香りの害と書き、合成洗剤や柔軟剤、化粧品などに含まれる合成香料によって、不快感や健康被害が生じることを言います。また、化学物質過敏症とは、合成洗剤のほか、建材や農薬等の微量の化学物質に敏感に反応し、頭痛や目まい等の症状が発生するものです。

これらの症状により、市に寄せられた相談につきましては、平成30年度、1名、延べ1件、令和元年度、2名、延べ4件、令和2年度、1名、延べ4件となっております。なお、症状が類似した相談につきましては、ございませんでした。

次に2、相談内容についてですが、洗剤や農薬により症状が出て苦しんでいる人がいることを周知してほしい、近隣の人々の理解が得られない、この症状を診断できる医師や病院が近辺にない、化学物質が含まれている洗剤を使わないよう周知してほしいなどの相談がありました。

続いて2点目、シックハウス症候群との違いについての1、担当課の窓口はどこかについてですが、生活福祉部保険年金課で担当しております。

なお、シックハウス症候群とは、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材の使

用等に伴い、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等に反応して生じる体調不良を言います。これに対し、化学物質過敏症は、先ほども述べましたとおり、建材だけでなく、農薬、化粧品等、身の回りにある様々な化学物質に反応し、健康被害の症状が現れるものです。シックハウス症候群とは異なり、発症等のメカニズムには未解明な部分があります。

次に2、受付カウンター等への化学物質過敏症のパフレットなどの設置はについてですが、他の自治体の動向を見ながら研究してまいります。

次に3点目、周知・啓発の具体的な取組はについてですが、市では広報紙及びウェブサイトにおきまして、化学物質過敏症について記事を掲載し、住民の理解を得られるよう周知・啓発を図っております。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問で、令和元年第2回定例会の一般質問で、市の答弁でお答えいただいた周知・啓発に関する内容で、具体的に実行された周知・啓発活動をお答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再質問、具体的に化学物質過敏症についての取組ということであったかと思えますけれども、まず、広報いわでへの記事の掲載につきまして、令和元年9月号、また令和2年、同じく9月号に、化学物質過敏症についての説明記事を掲載しております。また、ウェブサイトにおきましては、令和2年度におきまして、化学物質過敏症についての説明記事を掲載しております。

以上です。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、2番目の市立図書館についてご質問します。

岩出市には、岩出図書館と分館、分室、駅前ライブラリー、総合保健福祉センター図書室、中央公民館図書室、上岩出地区公民館図書室の5つの施設があります。岩出市立岩出図書館ホームページには、その利用内容や本の検索、各種イベント、

活動など、様々な目的で、案内、掲載できるサイトとなっております。このウェブサイトに關しましては、いろいろな意見があることは承知していますが、より改善とサービス向上を目指す目的で質問させていただきます。

岩出市民の皆様から、なぜ図書館で勉強できないのかという意見や図書館で勉強できるようにとの要望の声も多く寄せられているからです。隣の自治体は、できるのにとの声が多く、それでは行政サービスの低下と見られても仕方がありません。

そこで質問ですが、1点目として、ホームページの中にある図書館よくある質問コーナーを分析することで、市民が望むサービスが見えてくると思います。これまでの相談件数、分析はできているのか。特に市民の声から自習がしたいと聞く、コーナーにある質問11、図書館に自習室はありますか、図書館で自習勉強はできないのですかとあるが、この質問に対する相談件数、また分析はできているのでしょうか、お答えください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 尾和議員ご質問の2番目、市立図書館について、一括してお答えいたします。

図書館よくある質問コーナーに掲載している項目については、図書館に来館される方の円滑な利用を目的に、基本的なことを掲載しているものであり、相談件数が多い項目というわけではなく、図書館として、利用者に事前にお知らせしておきたい項目が主なものとなっています。

その中でも自習室に対する質問、意見につきましては、平成18年4月1日の開館時から令和3年2月末までの間、岩出図書館で直接お聞きした件数が15件、市政懇談会では5件、インターネット意見箱では15件の計35件となっており、要望が多いことは認識しておりますが、岩出図書館では自習室を設置しておりませんので、自分の問題集や参考書などを持ち込んでの勉強は禁止とさせていただいておりますが、図書館の資料を利用して勉強することは可能としてございます。

図書館とは、図書館法により社会教育施設の1つとして規定されており、図書館の定義は、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされており、自習ということについては、特に規定はされておきませんが、それぞれの図書館の運用状況の中で判断されておきまして、自習ができる図書館は一定の空間や学習する場所がある場合は自習禁止とせず、入館者数の増につなげて

いる場合があります。

また、自習ができない図書館は、来館者が多く、自習を制限しないと、一日中満席になるなど、ほかの利用者が一方的に迷惑を被ることになる場合もあり、図書館は小さい子供から高齢者まで幅広くサービスを提供する場所であり、特定の集団が占拠するような事態は好ましくないとされております。

岩出図書館は、公共図書館という位置づけの中で、来館者がゆったりと図書等に親しんでいただく時間を優先しており、迷惑のかかる事態は避けるべきと考えており、自習については禁止としてございます。

なお、児童生徒の学習する場所としては、各地区公民館に学習支援ルーム及び岩出図書館の分室であります中央公民館図書室で学習をしていただいております。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を行います。

ウェブサイト上の図書館よくある質問コーナーで、質問11のところに、平成27年7月に中央公民館図書室に自習室を設けましたとありますので、今後、市民の声が多くなれば改善していく考えと、また再度質問することになりますが、岩出図書館での勉強ができるか、もう一度お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

市民のニーズを分析してということですが、もちろん利用者のニーズを把握するという事は重要なことでありまして、改善に係る1つの根拠となると、このように考えております。

これまでも利用者ニーズに基づきまして、図書の貸出対象者の拡大であるとか、貸出冊数、貸出期間の変更、休館日の変更、特別整理期間の短縮、いろいろと利用者の利便性の向上に取り組んできたところではありますが、現状の図書館施設の中で、自習室をつくるということになりますと、これハードの面となってまいります。図書館の敷地全体の抜本的な問題ということになりますので、現在のところ、自習の場ということについては、分室及び地区公民館とし、対応させていただきます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。